

各 位

会 社 名 株式会社 山陽百貨店 代表者名 代表取締役社長 高野 勝 (JASDAQ・コード8257) 問合せ先 取締役業務本部長 三浦 修一 (TEL 079-223-1231)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である山陽電気鉄道株式会社並びにその他の関係会社である神姫バス株式会社について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社又はその他の関係会社の商号等

(2020年2月29日現在)

親会社等の 名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されてい	
		直接所有分	合算対象分	計	る金融商品取引所等	
山陽電気鉄道株式会社	親会社	52.8	1.0	53. 8	株式会社東京証券取引所	
					市場第一部	
神姫バス株式会社	その他の	24. 1	_	24. 1	株式会社東京証券取引所	
	関係会社				市場第二部	

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

(2020年2月29日現在)

上場会社に与える影響が最も大きいと考えら	山陽電気鉄道株式会社			
れる会社の商号又は名称				
その理由	同社は当社の議決権の過半数を保有しており、同社の役員3名			
	が当社の役員を兼務している。			

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係 山陽電気鉄道株式会社は、当社の議決権の53.8%を保有している親会社であり、当社は山陽電鉄 グループにおける流通業の中心として姫路市周辺を商圏として百貨店業を営んでおります。また、神 姫バス株式会社は、当社の議決権の24.1%を保有し、当社を持分法適用会社としております。

親会社からはコーポレート・ガバナンスの充実及び管理体制の強化等を目的として、兼任取締役が就任しておりますが、当社の事業活動においては親会社等からは何ら制約はなく、当社独自の経営判断が行うことができる状況にあると考えております。

(役員の兼務状況) (2020年2月29日現在)

役職	氏 名	親会社等での役職	職就任理由		
取締役 (非常勤)	上門一裕	山陽電気鉄道株式会社	グループ経営全般的な立場から取締役会の		
		代表取締役社長	意思決定に必要な助言・提言を得るため		
取締役 (非常勤)	長尾 真	神姫バス株式会社	中立的な立場から取締役会の意思決定に必		
		代表取締役社長	要な助言・提言を得るため		
取締役 (非常勤)	小林健一	神姫バス株式会社	中立的な立場から取締役会の意思決定に必		
		取締役	要な助言・提言を得るため		
監査役 (非常勤)	大野峰雄	山陽電気鉄道株式会社	監査業務に関する豊富な知識と経験を監査		
		監査役(常勤)	に反映していただくため		
監査役 (非常勤)	坪田一夫	神姫バス株式会社	社外で培ってきた幅広い経験と豊富な見識		
		常務取締役	を監査に反映していただくため		

⁽注)上門一裕氏は神姫バス株式会社の取締役(非常勤)を兼任しており、また、長尾 真氏は山陽電気鉄道株式会社の取締役(非常勤)を兼任しております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

(2019年3月1日~2020年2月29日)

	関係内容					
会社の名称	役員の	事業上	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	兼任等	の関係		(千円)		(千円)
山陽電気鉄道株式会社	兼任	営業用設備	土地・建物の	158, 406	差入保証金	29, 742
	3名	の賃借・	賃借			
		運転資金	_		短期借入金	800, 000
		の借入等			長期借入金	1, 100, 000
			利息の支払	3, 238	前払費用	814
			被保証債務	1, 903, 500	ı	_
神姫バス株式会社	兼任	営業用設備	建物の賃借	236, 475	差入保証金	315, 028
	4名	の賃借等				

- (注) 1. 被保証債務は、金融機関からの設備資金、運転資金の借入額に対して保証依頼しているものであります。
 - 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と親会社である山陽電気鉄道株式会社との主な取引は、事業用土地・建物の賃貸借及び運転資金の借入に関する金銭消費貸借取引でありますが、土地・建物の賃貸借については、地価の変動や近隣の取引実勢に基づき、契約により賃貸借料を決定しており、金銭消費貸借については、市場金利を勘案して利息を決定しております。また、これら以外に同社との間に物品販売取引がありますが、市場価格、仕入価格を勘案して、一般顧客と同一条件での取引を行っております。以上により、支配株主との取引に関しては、いずれも公正かつ適切な取引水準を維持し、少数株主の権利を害することはないと考えております。

以上